

平成21年6月26日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
株式会社 J-オイルミルズ
取締役社長 佐々木 晨 二

第7回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第7回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議がなされましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第7期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告いたしました。
2. 第7期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は、普通株式1株につき4円（うち普通配当3円・合併5周年記念配当1円）と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(株券の発行)	<削除>
第8条 <u>当社は、株式に係る株券を發行する。</u>	
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u>	<削除>
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の種類)</p> <p><u>第12条</u> 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第14条</u> 〵 <条文省略> <u>第43条</u> <新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第12条</u> 〵 <現行どおり></p> <p><u>第41条</u> <u>附 則</u> <u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

- 第3号議案** 取締役7名選任の件
本件は、原案どおり、佐々木晨二、河端和雄、澤野雅俊、榎田純和、中園直樹、松崎成秀の6氏が再任、中井武氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役3名選任の件
本件は、原案どおり、廣田秀雄、佐伯賢、浮田武家の3氏が再任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案** 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案どおり、退任取締役松下充孝氏および退任監査役北口徹氏に対し、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

配当金のお支払いについて

第7期の期末配当金は1株につき4円と決定いたしましたので、同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間内（平成21年6月29日から平成21年7月31日まで）にお受け取りください。

また、振込をご指定の方は、同封の「配当金振込先のご確認について」によりご指定の口座をご確認の上、ご指定口座への入金をご確認ください。

以 上